

令和5年度 議会運営委員会 行政視察報告書

1. 視察日程 令和5年11月8日(水)

2. 視察先及び視察内容

立川市 「議会基本条例について」

3. 参加者

委員長	<u>高橋利典</u>			
副委員長	<u>本多丞次</u>			
委員	<u>阿久根真一</u>	<u>中島宏明</u>	<u>川上秀範</u>	
	<u>勝間田博文</u>	<u>芹沢修治</u>		
議長	<u>菅沼芳徳</u>			
副議長	<u>杉山護</u>			
事務局	<u>岩田晴美</u>	<u>桐生守</u>		

4. 視察先対応者

立川市議会

議長	<u>頭山太郎</u>
副議長	<u>高口靖彦</u>
事務局次長	<u>諸井陽子</u>

## 5. 視察内容

### ■ 『議会基本条例について』

令和5年11月8日（水） 13:30～15:00

#### ≪視察研修の目的≫

既に議会基本条例が制定され、最近の事情を取り込みさらに改訂がなされている議会を訪問し、その背景と条例制定の意義につき確認する。

#### ≪視察先の概要≫

立川市は東京都のほぼ中央に位置し、国から首都圏の「業務核都市」に位置付けられており、文化、研究、防災などの広域的な都市機能が整備され、国や都の各機関、医療機関などが集まっている。中心市街地は賑わいを見せる一方で、周囲には昭和記念公園や玉川上水など、水と緑に囲まれた環境が広がっている。

人口 185,855人

面積 24.36 km<sup>2</sup>

#### 立川市議会

- ・議員定数 28名
- ・会派数 4
- ・常任委員会 4（総務委員会、厚生産業委員会、環境建設委員会、文教委員会）
- ・その他、議会運営委員会、議会改革特別委員会

## 《視察内容》

### 【基本条例制定までの経緯】

立川市は、平成13年2月より、議会改革に資する為、検討会を設置し、各段階を経て「議会基本条例の研究」等を実施。平成23年に議会改革特別委員会を設置し、基本条例についての協議を始め、2年の歳月を経て、平成26年4月1日に「立川市議会基本条例」を制定した。

### 【評価・検証】

議会基本条例策定後、様々なプロセスを経て、平成30年に議会改革特別委員会で、議会基本条例に沿った検証を行うため、検証の範囲、検証方法、スケジュールを決定し、検証は「全議員で行う」、「市民評価は行わない」、「第三者評価を実施する」とした。

議員の評価は個人評価をもとにした会派ごとの検証に加え、期数ごとでも評価を行い、多角的な面から実施していることが特徴的である。声の大きい議員に引っ張られることなく議員自身が感じた評価が出来ており、期数ごとに評価のギャップがある事も評価の材料となっている。第三者評価委員会では、これまでの議員活動、議会運営を踏まえた第三者の視点による評価・検証を行うとともに、更なる議会改革に向けた今後の方向性について取りまとめている。基本条例第26条で見直しの手続きの項目があり、第三者評価委員会の報告書で、「少なくとも4年に1度の見直しの機会を設けるべきと考える」と補足されたこともあり、令和5年1月1日に、「立川市議会基本条例の検証等に関する実施要領」を施行し、検証の頻度は、2年に1回とし、2年ごとのはじめの1年以内に、取りまとめを行うことを定めた。評価の方法は、検証評価シートを用い、議員が各条項の取り組みについて5段階評価をし、その評価にした理由も記載し集計。シートの集計結果をふまえ、全議員を対象としたヒアリング調査及び意見交換等で評価検証を実施。評価は条文についての取り組みの評価と今後の取り組みの方向性について2つの視点を持って実施している。

### 【その他】

反問権については、行使されたことはないが、条例に記載したことにより緊張感が生まれたものと推測される。

議員間討議については、次の議会でルール作りに取り組むとのことであった。

## 《考 察》

### 【視察内容を受けて】

議会基本条例の制定は、議会活動を積極的に推進していくための基本となり、軸となるものである。特に新人議員にとっては、まずはこの基本条例を基に議員としての責務を学ぶことになる。立川市は、新人議員に対しては事務局に任せるのではなく、先輩議員自ら本条例について説明するとのことであり、条例を制定した意義とその熱意がより伝わり、議会活動を行う本気度が伺えた。

本市は基本条例の制定には至っていないものの立川市が基本条例に定め実施していることを既に実施している事も再認識した。議会報告会など、本市として既に取り組んでいるようなこともあり、当議会としても自信を持って維持継続していくべきと感じた。

反問権については、当市でも検討が必要であり、反問権を認める場合は、立川市の「反問権の取扱い」のように、本市としての基準を定めるべきと考える。

また、立川市では、議会改革の特集号を発行したとのことだが、反響はそれほどでなかったとのことであった。

### 【まとめ、今後に向けて】

議会基本条例を制定することが、目的で終わってはならない。議会活動に役立てることが重要である。個々の議員が自己の資質の向上に努め、常に「基本条例」に立ち返ってみることが大切なことである。

当議会にとっての議会基本条例を制定する意義としては、現在の議会活動を明確化、明文化し、議員としての行動規範、議会のレベルアップ等を今後維持、継続していくためのルールブックであると考ええる。

立川市議会同様に制定後の評価についても確実にできるよう PDCA をしっかり回していくことが重要であり、そのための実施要領書も同時に策定すべきと考える。

まずは、現時点で参考に頂いた評価表を基に当議会としての実績評価を行い、その実態について全議員で共有すべきと考える。

議会は4年毎に改選があり、その都度、顔ぶれも変化がある。その中で、議員としての資質の向上や、議会機能の充実強化を図っていく事が、市民から付託を受けた議員としての責務である。

議会の在り方、存在意義など市民の議会に対する評価や見方というものは厳しいものになっていることが容易に推測される。一定の評価を得て、開かれた議会を目指していくことは非常に必要な事であると考ええる。

今後は、議会基本条例を制定し、御殿場市議会として「在るべき議会の姿」を定め、議員自身を律し、より良き御殿場市を目指し、市民に開かれた市民のための議会活動にすべきと考える。

《写真》



